

学生協ニュース

No.69

東 北 大 学
(学生生活協議会広報専門委員会)

川内北キャンパスサークル仮棟G-13 「学生自治会室」の捜索が行われました

4月26日(金) 午前7時4分から午前8時37分にかけて、川内北キャンパスサークル棟の「学生自治会室 (G-13)」が警視庁の囑託を受けた宮城県警によって家宅捜索されました。これは、昨年10月19日(金)に東京都内の大学で発生した建造物侵入被疑事件について、本学の学生自治会関係者がかかわっているとの容疑に関連して行われたものです。捜索は、日就寮に連絡の上、学生及び教職員の立会いの下、行われました。

本学の学生が被疑事実のとおり他大学のキャンパスにおいて法律に違反する行為に及んだとすれば、学生の本分を逸脱した行為であり、極めて残念なことと言わざるをえません。

なお、事件については、産経新聞や毎日新聞、インターネットの産経ニュースなどで「無許可集会などの疑いで中核派逮捕」といった見出しでも大きく報道されております。

捜索のあった「学生自治会室」は、これまでも幾度となく捜索が行われており、2000年以降で5回目の捜索となりました。

今回の捜索においては、これまでと同様に学生自治会や、ヘルメット、サングラス等で顔を覆った者ら10名ほどが拡声器を使用して、警察や大学に対してアジ演説やシュプレヒコール等の抗議を行いました。

これまで捜索の都度、学生自治会やサ協などからは、自らの行動を反省することなく、サークル活動の自由を奪うものと大学への批判が繰り返し行われてきましたが、捜索自体、裁判所による法的手続きのもとに行われているものであります。しかし、大きな混乱がなく授業開始前に終了したとはいえ、このような捜索が大学にとって望ましくないことは言うまでもありません。

今回の捜索に関連し、特に川内北キャンパスでは、今後、学生自治会を名乗ったり、それに同調するごく一部の学生や本学の学籍を失った外部の者による抗議行動等が引き続き予想されます。

良識ある学生の皆さんは、特定の学外組織と学外者らによる署名や呼びかけ等に扇動されることのないよう十分に注意してください。